

外国人が日本で出産したときの出生届/在留資格取得の手続き

- 日本に住んでいる外国人が日本国内で出産したときは、以下の事項を行うことが必要です。

- (1) 出生届提出
- (2) 子どもの在留資格取得
- (3) 本国政府に申請

※外国人も日本国内で出産したときは、戸籍法(戸籍法第25、49条以下)に基づいて出生届を提出することが必要です。

■ 詳しい手続きについて

- (1) 出産後は、医師・助産師に出生証明書を記載・発行してもらいます。
- (2) 出生後14日以内に、出生証明書と母子健康手帳をもって、市区町村役場に出生届を提出してください。

※日本人の出生届の場合と手続きはほぼ同じになります。

- (3) 在留資格取得や国籍申請に「出生届受理証明書」が必要な場合は、出生届提出後、請求して下さい。

- (4) 出生後30日以内に、地方入国管理局の窓口で、在留資格取得の申請手続きをしてください。

※出生した日から60日以内に出国する場合は必要ありませんが、60日以上日本に在住する場合には、出生した日から30日以内に、在留資格取得許可申請をしなければなりません。

(出入国管理及び難民認定法第22条の2)

- (5) 本国政府にも報告しなければなりません。